

県・市町村の役割のあるべき姿について

県内水道経営検討委員会「これからの千葉県内水道について〔中間報告〕」において示された県と市町村の役割についての現時点における市町村等の意見

* 「県内水道のあり方に関する地域検討会に向けてのアンケート」から

* 全 67 団体

県営水道地域 6 団体、北千葉地域 8 団体、君津地域 5 団体、印旛地域 13 団体、香取地域 3 団体、東総地域 4 団体、九十九里地域 18 団体、南房総地域 10 団体

* うち無回答 9 団体

	団体数	備 考
(1) 賛成である	18	県水 0、北千葉 0、君津 3、印旛 1、香取 2、東総 0、九十九里 6、南房総 6
(2) どちらかと言えば賛成である	22	県水 0、北千葉 1、君津 1、印旛 3、香取 1、東総 3、九十九里 11、南房総 2
(3) どちらかと言えば反対である	7	県水 1、北千葉 1、君津 0、印旛 5、香取 0、東総 0、九十九里 0、南房総 0
(4) 反対である	11	県水 4、北千葉 1、君津 0、印旛 3、香取 0、東総 1、九十九里 0、南房総 2
無回答	9	県水 1、北千葉 5、君津 1、印旛 1、香取 0、東総 0、九十九里 1、南房総 0

【参考】アンケート内容

問3 県・市町村の役割について

県内水道経営検討委員会の中間報告では、県と市町村の役割について、「水道事業は原則として基礎自治体である市町村が担っていく」、「広域的な水源確保及び用水供給については、県が広域的に関与することも考えられる」等と整理されているところですが、これについてどう考えますか。

(1) 賛成である

(2) どちらかと言えば賛成である

(3) どちらかと言えば反対である

(4) 反対である

理由 ((3) (4) を選んだ場合は必須)

東総・九十九里・南房総地域について

1. 当該地域の意見の概要

* 東総地域全4団体、九十九里地域全18団体、南房総地域全10団体

- (1) 賛成である 12団体(うち、東総0、九十九里 6、南房総6)
- (2) どちらかと言えば賛成である 16団体(うち、東総3、九十九里11、南房総2)
- (3) どちらかと言えば反対である 0団体
- (4) 反対である 3団体(うち、東総1、九十九里 0、南房総2)
- 無回答 1団体(うち、東総0、九十九里 1、南房総0)

上記意見の理由

理	由
<p>「(1) 賛成である」と回答した市町村等の理由</p> <p>水利権、水質管理及び浄水・送水関係事業等、県の積極的な関与を期待する。</p> <p>南房総地域については、利根川に水源を求めざるを得なくなった時点で県営水道発足時と同じ状況になったのであり、県は、その時点から、より深い関与をすべきであった。</p>	
<p>「(2) どちらかと言えば賛成である」と回答した市町村等の理由</p> <p>用水供給事業体の経営母体については、千葉県が行うべきかと考えます。</p> <p>財源の厳しい市町村にとっては県の関与、支援は必要なことであり県内の水道事業の歴史的な経過からも料金格差是正に引き続き支援してもらいたい。</p> <p>水道事業については、単一自治体ごとに運営していくのが好ましいと思うが、当町では、旧横芝町地域が山武郡市広域水道企業団で、また、旧光町地域では八咫水道企業団が管轄しており、水道料金など、住民サービスの面においてもそれぞれに格差があります。これらを解消するためには、一部事務組合の合併が最も重要であると思われませんが、町だけではこの問題の解決はなかなか難しいのが現状であり、今後、県の指導により、これらの一部事務組合の合併について推進を図っていただきたいと考えます。</p>	
<p>「(4) 反対である」と回答した市町村等の理由</p> <p>水道は、ライフラインであり、県民生活に直接かかわるため、最高で約3倍の料金格差の課題は、県全体の広域的な問題と捉え、県民が公平にそのサービスを楽しむような「県営による県内水道の一元化」が望ましい運営形態と思料します。</p> <p>山間地等を有し人口密度の低い市町村では、どうしても資本費が高く水道事業の経営が良くない中で、施設の老朽化が進んでおり、更新がなかなかできない状況である。このことから、効率的な経営を行うには広域化や県水として県での経営を望む。</p> <p>水道施設の老朽化が進み、一方では水質の高度処理、衛生面での管理が要求される中で、末端自治体で維持するのは財政的に厳しい。水道事業はすべて県一本化又は広域で取り組むべきだ。</p>	

2. 県・市町村等による検討の概要

全体的な傾向としては、今回のアンケート結果を見ると、

(1) 全32団体中で「賛成である」が12団体、「どちらかと言えば賛成である」が16団体となっており、賛成が多数となっている。

(2) 「反対である」と回答した団体は、県営による統合・広域化を望むことなどから反対していると思われる。

地域検討会における主な議論としては、

【県の説明・意見】

県営を望むことから県・市町村の役割に反対するという意見があるが、中間報告を踏まえると、広域化して運営の効率性を高めようという議論や住民にはある程度公平にサービスを提供しようという議論は、統合・広域化した事業を「県営」でやるべきという議論とは別のものであり、2つの議論を混ぜないように気を付けるべきではないか。

中間報告では、「広域的な水資源確保及び用水供給には県が関与することも考えられ」、末端は市町村が担っていくことが原則であると考えており、そうした整理からすると、県は、用水供給関係に一般会計を含めた関与を強める反面、末端に向けている市町村水道総合対策事業補助金を用水供給に振り向けていくことになるのではないかとと思われる。

【市町村等の意見】

この地域の市町村は、用水供給事業への負担・末端給水事業への繰出、高料金対策と二重三重の市町村負担を抱えており、県営水道地域の市町村と比較すると不公平であると感じている。

また、県営水道地域を含めた地域間で用水供給の統合が進められれば、市町村の受水費の軽減につながり、高料金対策がなくても経営できる状況も見込めるのではないかと考えられる。

したがって、市町村負担の軽減や格差の縮小が進むという方向が示されることが、中間報告にある県と市町村の役割の整理を進めることになると考えている。

【県の説明・意見】

現在、県と市町村の一般会計が負担して水道事業にかけている額の総額が、県・市町村の役割を整理すれば直ちに変わるというものではないが、役割の整理によって、より一層効率化が図れる事業の姿に近付き財政的負担が軽減されていくのではないかと考える。

県営水道・印旛・香取地域について

1. 当該地域の意見の概要

* 県営水道地域全6団体、印旛地域全13団体、香取地域全3団体

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 賛成である | 3団体(うち、県水0、印旛1、香取2) |
| (2) どちらかと言えば賛成である | 4団体(うち、県水0、印旛3、香取1) |
| (3) どちらかと言えば反対である | 6団体(うち、県水1、印旛5、香取0) |
| (4) 反対である | 7団体(うち、県水4、印旛3、香取0) |
| 無回答 | 2団体(うち、県水1、印旛1、香取0) |

上記意見の理由

理	由
<p>「(2) どちらかと言えば賛成である」と回答した市町村等の理由</p> <p>県内の市町村では、都市部と農村部で効率性において、相当の差異が生じていると思うため、農村部における市町村の一般会計負担の高料金対策費用を解消できるような役割分担にしなければいけないと考える。</p>	
<p>「(3) どちらかと言えば反対である」と回答した市町村等の理由</p> <p>広域化によるメリットを発揮している千葉県水道局(大規模末端給水事業体)の機能を解体する必要はないと考えるため。</p> <p>現状の県内における水道運営を見た場合、地域の実情を再検討し、県が末端給水までした方が効率的な地域もあるものとする。</p> <p>県内の給水人口の約半分を県水が供給している現状を考えると、水道事業を基礎自治体である市町村が担っていくのではなく、積極的に県が広域化を推進すべきと考えている。</p> <p>小規模な末端給水事業体では、料金収入にも限りがあり、今後においても投資効果が期待しづらい状況です。また、災害時においても十分な資機材や労力も確保しづらく、生活の基盤である「水の安定供給」や「危機管理」などは一本化することにより経営や機能管理が十分に発揮されるものと考えます。</p> <p>市町村としての一定の役割については理解できますが、用水の水平統合だけで、末端事業を市町村営で行っては、経営の効率化・施設のダウンサイジング・経営計画の策定が図れず、地域間格差が拡大する恐れがあります。事業規模の拡大による経営・管理等の安定を図ることがより効果を生むと思われず。</p> <p>東京都の例があるので、市町村が末端、県が用水供給と分ける考え方は妥当ではない。</p>	
<p>「(4) 反対である」と回答した市町村等の理由</p> <p>水道事業者の多くは中小規模であり、県からの補助金等により料金格差を是正しているなど、経営基盤が弱く管理体制も脆弱である。今後予想される需給量の変動、施設更新需要の</p>	

増加等の課題に対しては県・市町村が一体となった広域体制（県内一元化）を確立し、その最大の利点であるスケールメリットを活かした合理的施設整備や管理体制を構築する必要があると考える。

県は、県営水道との料金格差是正のために長年、高料金対策補助金として多額の金額を市町村営の事業体に助成しており、県営は、人口密度の高い地域・交通の利便性の良い区域内で運営し、不拡大方針を図っていますが、本来、県営が主となって千葉県の水道事業の将来像を考慮すべきであるが、県営の考えが見えてきていません。用水の水平統合だけで、末端事業を市町村営で行っては、経営の効率化・施設のダウンサイジング・経営計画の策定が図れず、地域間格差が拡大する恐れがあります。事業規模の拡大による経営・管理等の安定を図るべきである。

県民に対するサービス向上（料金格差の解消等）を大前提と考えれば、水道事業は原則として県が経営すべきと考えることが妥当ではないか。

あくまでも原理原則であり、県が水道事業を行うことについては、何ら問題はないと考えている。その方が諸般において、却って効率的、合理的、効果的であれば、県が水道事業を担うべきものとする。

中間報告での整理されているところは、原理原則論としてのものと理解している。しかし、県営水道においては、その経緯を鑑みれば、特殊なケースとして捉えるべきであり、原理原則論とは別に、県と市町村の役割について検討を進めるべきものであり、千葉県全体の水道のあり方と同じレベルで結論付けるべきではないと考える。

「水道事業は原則として市町村が担っていく」と整理されているのは、水道法第6条の2に合わせたものとするが、同条では市町村以外の者も経営できることとなっている。本県では、県において水道事業を推進してきた経緯があり、その経緯を無視し、今になって、県にとって都合の良いと思われる部分だけを限定して解釈し、整理するべきではないものとする。また、「水源確保及び用水供給は県が関与することも考えられる」との整理については、前段の「水道事業原則市町村運営」も含め考えると、「用水供給は県、末端給水は市町村で行う。」との整理になり、理解できるものではない。

「無回答」とした市町村等の理由

中間報告における役割分担について県から役割分担についての具体的な考えが示されていないことから判断は難しい。また、地域によって、状況がまったく違う中で、千葉県全体の水道のあり方として議論し判断できることは考えられない。

どちらとも言えない。あるべき姿は「県内水道の一元化」であるとする。

2. 県・市町村等による検討の概要

全体的な傾向としては、今回のアンケート結果を見ると、

- (1) 全22団体中で、「反対である」が7団体、「どちらかと言えば反対である」が6団体となっており、反対が多数となっている。
- (2) 「反対である」「どちらかと言えば反対である」と回答した団体の多くは、用水供給は県、末端給水は市町村と分けた組織とすることは非効率であることから経営検討委員会の示す県・市町村の役割に反対していると思われる。

地域検討会における主な議論としては、

【県の説明・意見】

組織の効率性の議論と県・市町村の役割の議論が混在している。効率的なので一事業体としておくということから、すぐに県又は市町村のいずれかだけが責任を持つべきという話にはならないはずであるし、逆に県と市町村の役割を分けるということから、すぐに県営水道を用供と末端に上下分離するという話にも中間報告ではなっていない。2つの議論を分けて、アンケートに回答してもらえれば良かった。

【市町村等の意見】

中間報告では「県営水道地域の市町村は、基礎自治体として水道供給に関する責任を他の地域の市町村と同等に果たすべき」と述べているが、これはかなり強い言い方ではないか。また、市町村から反対の意見が出ると考え方が変わる可能性があるのか。

【県の説明・意見】

県内水道経営検討委員会では、県と市町村の役割については、まず原理原則を明確にするということ強い表現をしている。原理原則の部分は、これだけ分権型社会になる中、水道という住民の身近なサービスを市町村の本来の役割とする考え方は変わらないと考える。経営面、財政面で県営水道地域の市町村に参画してもらおうということがひとつの原理原則だと考える。ただし、そうした原理原則に立った上で、これまでの経緯や運営の効率性を考えて実際にどうするのかについて、例えば市町村の参画にあたって県営を維持しながら経営参画する方法や県、市町村で構成する企業団や地方独立行政法人で運営する方法などについては今後議論がなされることであると考えている。

【市町村等の意見】

水平統合・垂直統合を合わせたものが県内水道の一元化ならば、一元化すれば水平統合、垂直統合の効果が相乗的になるのではないか。そうであれば、より大きな視点から県内を一元化することの方が重要ではないか。

【県の説明・意見】

水平統合、垂直統合を合わせれば、単純な議論では相乗効果が期待できるが、中間報告にもあるように、極めて大規模な事業体となることにより、施設単位等での効率化の努力が全体の経営状況に表れなくなり、結果として運営の効率化への意欲が削がれる等、統合のマイナス効果が出ることも考えられる。

仮に、県内水道の一元化の方が効率的であるとしても、全ての水道事業がすぐに統合できるとは考えにくく、水平統合・垂直統合のいずれかをとりながら県全体として一つになるのが現実的である。

また、県内水道の一元化の効果が高く、また地域差を考慮してもデメリットもそれ程大きくなりだろとうということになり、一元化を目指した場合でも、それが直ちに県の役割かどうかというのは、別の議論である。県内を一事業体として水道を維持することと県・市町村の役割は別の議論である。

【市町村等の意見】

同一の行政区域を県営水道と市町村営水道が分割している給水区域での統合・広域化はどのように進められるのか。

【県の説明・意見】

県営水道と市町村営水道が混在している地域については、中間報告では、「現行の県営水道について検討するに際しては、こうした事業体の給水区域の統合についても併せて検討することが望ましい」とされており、今後、地域の意見を踏まえながら議論されると思われる。ただし、この問題は県・市町村の役割の問題と密接不可分なので、その議論にも歩調を合わせながら結論を出していくことになる。

【市町村等の意見】

県は、県・市町村の役割について、市民に対して積極的に理解を求めるべきではないか。

【県の説明・意見】

県は、県内水道経営検討委員会を公開したり、パブリックコメントを実施したりしている。また、ホームページや審議会などタイムリーに情報発信できる媒体を利用して県の考えに理解を求めているところである。

北千葉・君津地域について

1. 当該地域の意見の概要

* 北千葉地域全 8 団体、君津地域全 5 団体

(1) 賛成である	3 団体 (うち、北千葉 0、君津 3)
(2) どちらかと言えば賛成である	2 団体 (うち、北千葉 1、君津 1)
(3) どちらかと言えば反対である	1 団体 (うち、北千葉 1、君津 0)
(4) 反対である	1 団体 (うち、北千葉 1、君津 0)
無回答	6 団体 (うち、北千葉 5、君津 1)

上記意見の理由

理	由
<p>「(3) どちらかと言えば反対である」と回答した市町村等の理由</p> <p>県の関与の仕方が現状では充分明らかになっていないことから、結論は得られない。賛成と言えるだけの判断材料がないことから、どちらかと言えば反対であるとせざるを得ない。</p>	
<p>「(4) 反対である」と回答した市町村等の理由</p> <p>現在、広域化問題が広く議論されているのは、水道法が市町村を事業主体として位置付けていることを論拠に、水道事業を取り巻く社会環境の変化に適切に対応せず、市町村を水道事業運営の中核に据えた水道システムを構築し続けてきたことに原因があると考え。経営基盤の強化、水質管理、耐震化・老朽化対策、環境・エネルギー対策等、水道ビジョンを初めとする今日的要求は、一部の大規模自治体を除く多くの中小自治体にとって、財政力、技術力を初めとして市町村の能力を超えるものであり、その現実が突きつけられていると捉えるべきである。現在の水循環のサイクルには、上水道、下水道はもとより、自然保全、河川・湖沼の水質保全等の環境対策、農薬使用に関連する農業対策、その他さまざまな角度・段階からのアプローチがあり、また、水循環について総合的に関与する必要性が指摘されている。それぞれが従来の領域を超え、かつ広域的な対応が必要とされる状況下において、水道事業を狭域的な自治体である市町村に限定しようとする考え方は現実に逆行するものといえる。</p> <p>水道事業の今後のあり方を考える場合、特に広域化を目指す場合には、既成概念を払拭し、広域化の効果を最大限に発揮できる新たな水道事業システムの構築を目指すべきであり、課題の整理や現実性の検証はその過程において検討されるべきものとする。したがって、検討のスタート段階において、市町村原則や県の役割を限定的に捉える考え方は排除すべきである。</p> <p>なお、水道法が事業主体を市町村とした経緯については、様々な考え方、解釈があると思うが、本市では、国営・県営水道の対立軸として市町村営水道があったのではなく、当時の社会状況から、民営水道に対比するものとして市町村水道を位置付けたものと解釈し</p>	

ている。現実に、現水道法のもとにおいて、東京都水道局、神奈川県営水道、千葉県水道局は、我が国で最も安定的、効率的な事業経営を行い、安全性やサービス水準も最高水準にある水道事業体と認識している。

千葉県内の水道事業のあり方を考える場合、最も単純かつ必然的な発想は千葉県営水道への一元化である。この案を中心に検討を進め、課題・問題点等の検討・整理という過程を経て、他の選択肢へ検討範囲を進めるという方法が必然であり、現在の県の検討の進め方は方向性が違っていると考える。経営検討委員会の中間報告においても、県営水道は統合・広域化の効果を既に実現しているものと捉え、組織を維持する、との考え方が示されており、県営水道への一元化は有力な現実的選択肢の一つと考える。

中間報告の最後の「今後の検討に向けて」において、水道を新しいニーズに対応したものにへと発展させ、次世代へ受け継ぐため、県内水道には大きな転換が求められており、抜本的な見直しが必要である。その有力な選択肢の一つが統合・広域化であると述べている。まさにそのとおりであり、そのためには、市町村原則や用水供給事業への県の参画などという前提を設けず、より良い水道事業のあり方を目指すゼロからスタートする議論を期待する。

「無回答」とした市町村等の理由

水平統合・垂直統合の具体的な効果（デメリットを含む。）の検討並びに受水団体との議論がなされていない状況から、今後の更なる検討・議論により、本問についてのあり方を模索したいと考える。

本市水道事業は、この度の地域検討会において北千葉・君津地域、県営水道地域のワーキンググループのメンバーとして参加しているところですが、ワーキンググループの作業は統合・広域化を前提とした作業であり、これを踏まえてのアンケートと推察いたします。

ご周知のとおり、本市は1市2水道であるため、県営水道地域と市営水道地域の料金・サービス水準に格差があることは事実ですし、この解消は大きな懸案となっていることは確かです。しかしながら、市営水道の立場で言えば、本市水道事業は水道法の趣旨に則って市が水道事業経営をしているものであり、北千葉広域水道企業団という組織についても、水源確保に悩む東葛飾地域の各事業体が市費を投じて設立した団体です。従いまして、構成団体の総意がなければ統合・広域化の議論はありえません。

今後県内水道のあり方を議論する場合には、メリットのみでなくデメリットを明記した上で、財政負担の増減、水道料金の増減、水道サービスの向上（または低下）等も含んだ具体的な条件の元でないと北千葉構成団体の意見ももとまりませんし、議会や利用者への理解も得られないと考えます。以上のことから、今回の議論は一般論としては理解できますし、議論することに異を唱えるものではありませんが、本市水道事業としては、統合・広域化を前提とするかのような本アンケートに答えることは差し控えさせていただきます。

水平及び垂直毎による統合についてWGで検討したが、どちらにするかの検討については、

もっと時間をかけて検討するべきものとする。県水政課の説明では、統合についてのあるべき姿は15～20年後を描いているとの事であり、出来るところから統合に向けた取組みを・・・との話もあったが、コスト面を二の次にしての議論では無理があると思われ、時間をかけて検討するべきである。

本市は、平成15年度、県の問題提起により設置された県内市町村、六水道企業団との意見交換の場に参加、平成16年度においては、県営水道区域内自治体及び北千葉広域水道企業団から給水を受ける自治体としてそれぞれの検討会に参加し、その折々で本市の考え方を申し上げてまいりました。

本市と致しましては、これまでの協議の中では、水道事業の統合の方向性について県と市町村の合意形成にまで至っておらず、統合の具体的なあり方について県営水道区域内及び北千葉広域水道企業団から給水を受ける各市町村が賛否や想定される具体的効果を申し上げる段階に至っていないとの認識にあること。

本市が市営水道事業を展開するに当たり、お客様の生活に直結する利用料金をはじめとするサービス水準の問題については、最大限の精査、配慮を行っており、これはライフラインを預かる事業者として当然のことであると考えております。

先に申し上げたこれまでの議論の中では、お客様である市民、県民の視点からの検討が十分になされたとは言えず、市民、県民に対する説明責任の所在も含め、今後議論を深めていく必要があると思料されること。

最初に、「これからの千葉県内水道について」の中間報告では、「水道にとって新しい時代への転換が求められる中、新しい概念の広域化や水道法の改正による第三者委託制度の導入等、これまでよりも経営上の選択肢は広がりつつあります。しかし、第三者委託制度や指定管理者制度、さらには民営化については、効率的な事業経営が実現できる可能性も高いものの、包括的に民間に委ねる場合にはリスクが大きくなると考えられ、現時点では、特に大規模かつ包括的な民間活用については慎重な議論が必要。」として、「統合・広域化だけが、21世紀にふさわしい水道の実現を目指ものであり、事業経営の脆弱性、県・市町村の役割、経営努力等の問題点を解決する上で有効な選択肢である。」として結論づけています。

本市は、統合・広域化については、既に表明のとおり反対です。

21世紀にふさわしい水道を実現するとともに、現在、県内水道が抱えている問題点を解決するためにも、積極的に民間の専門的な知識・技術の導入など、他の選択肢も含め、総合的な検討を行った上で、最も有効な手法を選択すべきであると考えます。

2 統合・広域化による効果について

統合・広域化により期待される効果については、単に、考えられるメリット、デメリットを掲げただけの一般論での検討でなく、各市町村の地域特性や歴史的背景などを踏まえた現実論での検討をすべきであると思います。これまで各市町村では、水道事業に係る投資目標の設定や費用の積算、料金設定などにあたっては、住民への負担軽減等を配慮しながら事業経営に努め、さまざまな取り組みを行ってきた経緯があります。

3 県・市町村の役割との整合性について

報告書では、「水道事業は原則として、基礎自治体である市町村が担い、県は広域的な水源確保・用水供給について関与することが考えられる。」と述べられております。

県・市町村の役割との整合性については、統合・広域化を前提としなくても、明確な役割分担と整合性が図れるものと考えます。

また、県営水道地域の市町村についても、基礎自治体として水道供給に関する責任を、他の市町村と同等に果たすべきであり、統合・広域化とは切り離し、県と関係市町村とで解決を図る問題であると考えます。

千葉県では、既存の県営水道の取り扱いに関し、今後どの様して行くのか、また、それに対し各市がどのように関わりを持って行くべきだと考えているのか、方針について明らかに示していただきたい。本市としては、県営水道の取扱の方向性が明らかになってから次の段階に進めるべきだと考えます。

2. 県・市町村等による検討の概要

全体的な傾向としては、今回のアンケート結果を見ると、

- (1) 全13団体中で、「賛成である」が3団体、「どちらかと言えば賛成である」が2団体と賛成の意見が反対より多い一方で、無回答が6団体となっている。
- (2) 無回答とした団体の理由としては、統合・広域化の効果に関するものがほとんどである。

地域検討会における主な議論としては、

【県の説明・意見】

県の関与の仕方が十分に明らかになっていないので結論を出せないという意見があるが、これまで県は原案的なものを出し、それを踏まえて市町村や学識経験者の意見を聞いた上で県の関与の仕方を決めるという考えで進めてきている。どのような県の関与であれば地域として望ましいと考えているか、経営検討委員会が中間報告である今の段階で意見を伺いたい。

水道は広域的に取り組むべきなので県営水道で一元化すべきという意見があるが、広域化が必要という議論と、それゆえ全部県でやるべきという議論の間には飛躍がある。一部事務組合方式など、市町村単独でできないものについて市町村の共同事務として取り組むという形もあるので、「広域的」即「県の事務」という形にはならない。

ゼロから議論をスタートさせるべきという反対意見があったが、県と市町村の役割の議論について、これまで県がずっと水道をやっていたとか、あるいはずっと市町村で水道をやっていたとか、そういう経緯から議論を全て始めると整理が非常に難しくなるので、そういったものを全部一度置いて、ゼロの原理原則のところから考えてみるというのが中間報告の考えであり、まさにゼロからの議論を行っていると考ええる。

無回答の理由には、統合の効果があるかどうかまだ判断できないという理由が非常に多かったが、逆に県・市町村の役割については、統合の効果とは次元の違う問題なのでむしろ積極的に回答いただけるのではないかと。北千葉地域・君津地域については、県と市町村の役割論と統合・広域化の効果論は必ずしもリンクしない場合もあるのではないかと。

【市町村等の意見】

県営水道へ市町村水道を統合していくという形が、理想的でもあるし現実的でもある。個々の水道事業体を統合するのは非常に難しいので、県営水道への一本化で議論を進めてほしい。

水道ができた当時とはいろいろ社会状況が大きく変わっている中で、市町村単位

で水道事業を理想的にやっていくのは不可能だと認識している。県というレベルであれば、市町村単位で対応できない問題点について、対応が可能なものがかかり出てくる。

【県の説明・意見】

県内を一元化するという議論と県営でやるという議論を一緒にすべきではないのではないか。分権をこれだけ進めようとしているときに、県が水道を全部やるのがいいのかというところは整理しなければいけない。

広域化が必要であるというのは賛成だが、だから県営でという議論とは直ちにはならない。論点は二つに分けるべきである。